

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の理念をはじめとする計画の内容を広く市民に共有し、本市における地域福祉を推進するとともに、活動へのさらなる参画を促すため、様々な機会を捉えて計画の周知に努めます。

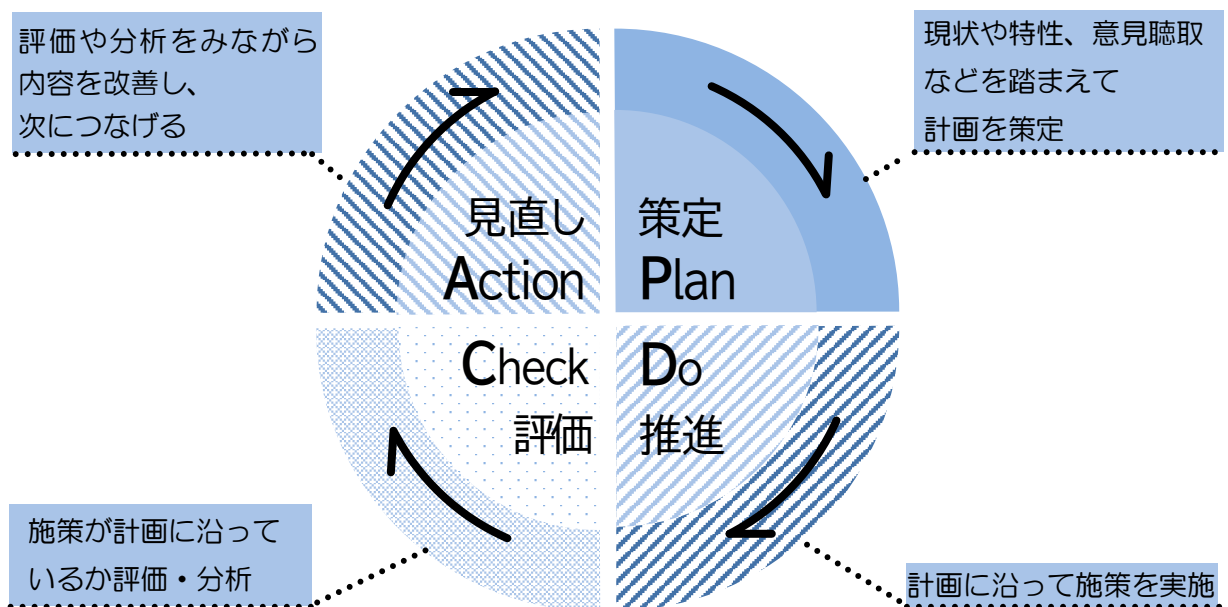
(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進していくために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、地域活動団体、サービス事業者、企業等との連携強化を図ります。

2. 計画の推進にあたって

(1) 計画の進捗管理・評価

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。地域福祉の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、社会福祉審議会において本計画の体系に沿ったかたちで点検・評価を行い、施策の改善につなげます。



(2) 政策目標達成のための評価指標

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、その進捗状況を測るための指標としてKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を次のとおり設定します。

◆基本目標1 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	保護司の人数/定員	116/120 (96.7%)	100%にする
2	認知症サポーター養成講座受講者数	1,517人	増加

◆基本目標2 地域福祉活動の推進（環境づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	いきいきセンターの年間施設利用者数	114,490人	増加
2	たすけあい隊の登録人数	2,298人	増加

◆基本目標3 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	重層的支援会議の開催件数	11件*	増加
2	成年後見制度の利用者数	559人	増加

*令和4年度新規事業のため令和4年10月末現在の件数を掲載

◆基本目標4 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	福祉のしおりの発行部数	4,000冊	増加
2	地域密着型サービス施設（事業所）数	55箇所	増加

資料編

1. 計画の策定経過

令和3年度	
8月30日	第1回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（書面会議） ・地域福祉計画の概要等について ・スケジュールについて ・アンケート調査について
9月29日	令和3年度一宮市地域福祉計画推進会議（電子会議） ・計画策定の進捗状況について
9月29日～ 10月13日	アンケート調査の実施 （調査対象者：一般市民、町会長、民生委員・児童委員）
令和4年 2月8日	第2回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・アンケート調査結果について ・計画書の全体像について ・今後の予定について
令和4年度	
4月9日～ 5月21日	地区別懇談会の実施（市内23地区、各1回） （対象者：町会長、民生委員・児童委員、一般市民等）
6月4日～ 6月18日	ワークショップの実施（全3回） （対象者：公募による一般市民）
7月26日	第3回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・地区別懇談会、地域福祉ワークショップについて ・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について
8月31日	令和4年度一宮市地域福祉計画推進会議 ・計画策定の進捗状況について ・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ・重層的支援体制整備事業実施計画について
9月28日	第4回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・一宮市地域福祉計画推進会議について ・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
11月24日	第5回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ・パブリックコメントについて
12月15日～ 令和5年 1月16日	パブリックコメントの実施
2月20日	第6回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

2. 一宮市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和45年法律第84号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画並びに第106条の5に規定する重層的支援体制整備計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条に規定する再犯防止推進計画（以下「一宮市地域福祉計画」という。）を策定するため、一宮市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市地域福祉計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関及び関係団体の代表、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(身分)

第8条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

付 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、福祉部長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、福祉部長が議長を務める。

3. 一宮市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所属団体等	役職	氏名	備考
愛知県立大学教育福祉学部	教授	松宮 朝	会長
一宮市社会福祉協議会	事務局長	竹内 和彦	副会長
一宮市議会福祉健康委員会	委員長	井上 文男	令和4年5月22日まで
		高木 宏昌	令和4年5月23日から
愛知県一宮児童相談センター	センター長	杉本 一正	
一宮公共職業安定所	所長	坂東 信孝	令和4年3月31日まで
		大久保 みどり	令和4年4月1日から
一宮市町会長連区代表者連絡協議会	会長	森 重幸	
一宮市民生児童委員協議会	連絡会長	太田 一弘	
一宮市民生児童委員協議会 主任児童委員部会	部会長	小澤 悦子	令和3年11月30日まで
	副部会長	松原 朋子	令和3年12月1日から
一宮保護区保護司会	会長	田中 一彦	
一宮市老人クラブ連合会	副会長	杉山 勝治	
一宮市ボランティアセンター 運営委員会	委員長	丹菊 佳代	
一宮市地域女性団体連絡会	会長	尾関 勝子	
一宮市身体障害者福祉協会	会長	松崎 俊行	
一宮市地域包括支援センターちあき	センター長	藤園 知子	
ケアマ NET 一宮	監事	森田 友美子	令和4年6月23日まで
	事務局	岩田 進	令和4年6月24日から
公募市民		鶴飼 正信	
公募市民		杉本 尚美	

4. 一宮市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和45年法律第84号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画並びに第106条の5に規定する重層的支援体制整備計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条に規定する再犯防止推進計画（以下「一宮市地域福祉計画」という。）を策定及び一宮市地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進するため、一宮市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 一宮市地域福祉計画の策定に関する事項の調査検討及び調整
- (2) 一宮市地域福祉計画の立案
- (3) 一宮市地域福祉計画の推進に関する事項の調査検討及び調整
- (4) 一宮市地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成のために必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は福祉部福祉総務課長、副会長は社会福祉協議会総務課長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる課及び室の専任課長職にある者をもって充てる。
- 4 推進会議は、会長が招集する。
- 5 会長は会務を総理する。
- 6 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(策定委員会との関係)

第4条 推進会議は、一宮市地域福祉計画の策定に当たり、別に定める一宮市地域福祉計画策定委員会に意見を求めるものとする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部 市民協働課	子ども家庭部 子育て支援課
保健所 保健総務課	子ども家庭部 子ども家庭相談課
保健所 健康支援課	子ども家庭部 保育課
福祉部 福祉総務課	子ども家庭部 青少年課
福祉部 福祉総務課福祉総合相談室	活力創造部 産業振興課
福祉部 障害福祉課	建築部 住宅政策課
福祉部 生活福祉課	教育部 学校教育課
福祉部 高年福祉課	社会福祉協議会 総務課
福祉部 介護保険課	

5. 地域福祉を取り巻く国の動向

わが国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確化されました。さらに、平成29年の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する各計画の上位計画として位置づけられることが定められました。

各種の法制度が整備され、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や制度の狭間といわれる複雑な生活課題も顕著化するようになってきました。そこで、令和2年に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、複雑化・複合化した課題に対して適切な支援体制を整えることができるよう、市町村の包括的な支援体制の構築支援等が推進されています。

■国の主な動き

年	地域福祉	高齢者	障害者	子ども
H27	生活困窮者自立支援法施行	医療介護総合確保推進法施行		子ども・子育て支援法施行
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書			
H28	厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」		障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正 発達障害者支援法一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 再犯防止推進計画閣議決定			
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定ガイドライン提示			
H30	厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」			子ども・子育て支援法一部改正
R元	就職氷河期世代の調査の実施	認知症施策推進大綱とりまとめ		子供の貧困対策に関する大綱改定
R3	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律施行			
R4				こども家庭庁設置法等の成立

6. 用語説明

あ行

■アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向き、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

■意思決定支援

自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思を決定できるよう支援すること。

■SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

か行

■介護保険

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して介護サービスを利用する制度。

■協働

市民、市民活動団体、行政など複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

■ゲートキーパー

心理的・社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人等の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

■権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。

また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取組のこと。

■子ども家庭総合支援拠点

子育て家庭と妊産婦等を支援するため、児童相談所や子育て世代包括支援センター等、関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う支援拠点のこと。

さ行

■支援関係機関

社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。

■児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為と定義されている。

■社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

■生活困窮者自立支援事業

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進をめざす事業。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のこと。

た行

■多機関協働

重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐことを基本としており、各種支援機関等との連携を図りながら支援を行うものとしている。

■ダブルケア

介護と育児に同時に直面すること。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域住民等

社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

■地域生活課題

社会福祉法において、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義される。

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

■DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、またはあった者からの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、経済的・精神的・性的なもの等、様々な形で身近に存在する。

な行

■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができる。

は行

■パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

■バリアフリー

高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁（バリア）を除くこと。また、社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的なバリアの除去の意味でも用いられている。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。

民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

や行

■ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

■ユニバーサルスポーツ

年齢や国籍、障害の有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツのこと。

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

数字

■8050問題

80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に生じる問題。

一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～

発行：一宮市／社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

発行年月：令和5年3月

編集：一宮市 福祉部 福祉総務課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所本庁舎2階

電話：0586-28-9015

ファクス：0586-73-9270

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

〒491-0858 愛知県一宮市栄3丁目1番2号

尾張一宮駅前ビル4階

電話：0586-85-7024

ファクス：0586-85-7025

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～



一宮市地域福祉計画・
地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度